

第48号議案

島根県水防協議会条例の一部を改正する条例

島根県水防協議会条例（昭和24年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第2条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。